二　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第三条第一項の臨床工学技士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　臨床工学技士法施行規則第四条第二項の臨床工学技士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　臨床工学技士法施行規則第六条第一項の臨床工学技士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　臨床工学技士法施行規則第七条第一項の臨床工学技士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十三条の三の五　法別表第二の百十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［新設］

一　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の義肢装具士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第三条第一項の義肢装具士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　義肢装具士法施行規則第四条第二項の義肢装具士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　義肢装具士法施行規則第六条第一項の義肢装具士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　義肢装具士法施行規則第七条第一項の義肢装具士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十三条の三の六　法別表第二の百十三の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［新設］

一　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の救急救命士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　救急救命士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）第四条第二項の救急救命士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　救急救命士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　救急救命士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報